

浦安市公告第41号

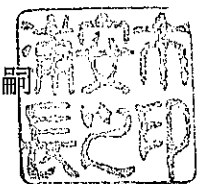
公示送達

別紙に記載する書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

なお、当該書類は、市長が保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月9日

浦安市長 内田悦嗣



氏名又は名称	書類名
川江 紀香	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)3期督促状
ラモス レイナルド ペナ	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
LIM HYEON HO	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)3期督促状
OKAWA ASHOKA U MAY ANGA FERNANDO	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
谷口 智紀	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
CUI HONGBIN	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
PROMKAEW RUNG PET	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
CHEN YIZE	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
龍 瑤	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
KANDEL LAMICHHANE SACHITA	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
ラミチャネ ビセス	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
KWON GA RYUNG	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)4期督促状
GOPINATH ATHUL	令和7年度市県民税・森林環境税 (普徴)随期督促状

※この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。